

令和2年4月

営繕課発注工事、委託の
受注者・受託者 様

熊本県土木部建築住宅局営繕課

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための措置について（依頼）

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に万全を期する観点から、本県への書類提出のための来庁や、集団での協議等につきましては、郵送やメール等での対応が可能なものは、担当する主任監督員と協議していただきますようお願いいたします。もし、来庁される際は、担当職員が不在や在宅勤務の場合がありますので、事前にご連絡いただき来庁されるようお願いいたします。

また、協議等においては、「必要最小限の人数」で「短時間で開催する」など、感染拡大リスク低減の取組みを積極的に図って頂くようお願いいたします。

なお、工事現場や事業所においては、従業員等の手洗い等の感染予防対策を徹底していただきますよう重ねてお願いいたします。

(参考)

農林水第215号

監第831号

令和2年(2020年)2月27日

各発注機関の長様

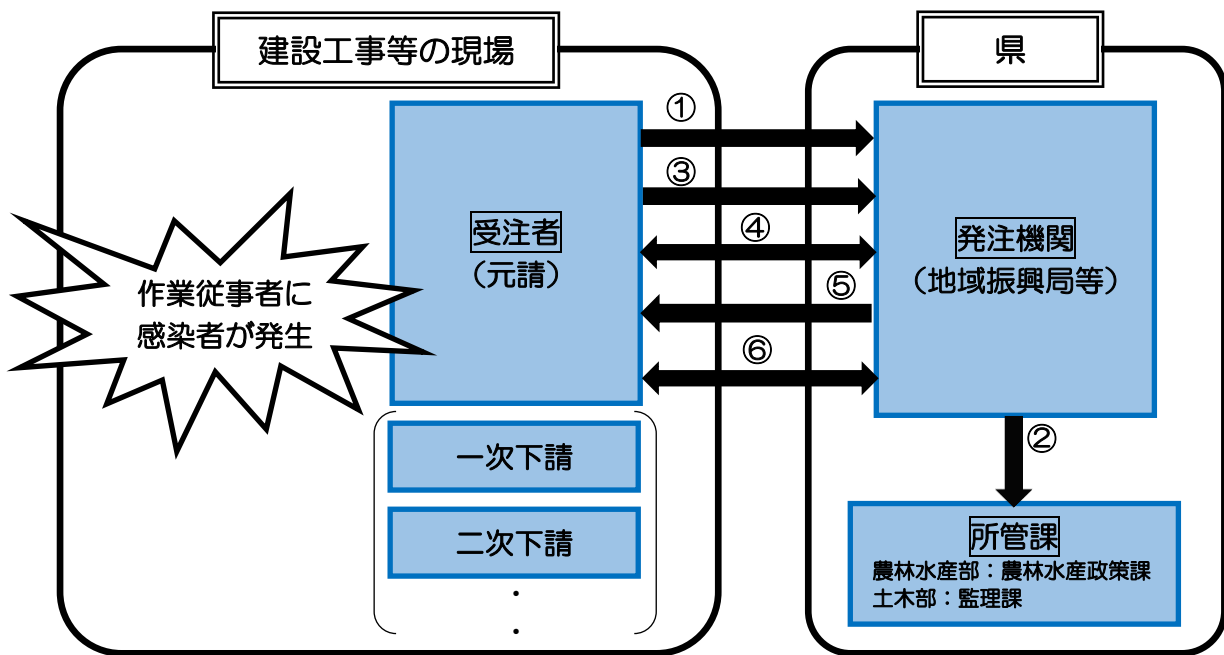
農林水産部長
土木部長

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について

このことについて、令和2年2月25日付け国土入企第52号で国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

本通知を受け、県(農林水産部及び土木部)が発注した建設工事、測量、設計等の現場において、新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合は、下記のとおり取り扱いますので、適切に対応くださるようお願いいたします。

記



- ① 受注者は、現場における作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合は、速やかに発注機関の監督員に報告。
 - ② 発注機関の監督員は、①の報告を受けた場合は、速やかに所管課に報告。
 - ③ また、受注者は、感染者や濃厚接触者が現場作業に従事できなくなることに伴い、現場の施工(又は業務)を継続することができないと判断した場合は、発注機関の監督員に申出。
 - ④ ③の申出を受け、発注機関と受注者は、現場の施工(又は業務)を継続できるか否か協議。
 - ⑤ ④において、現場の施工(又は業務)を継続することが困難と認められるときは、発注機関は、受注者に対し、約款の規定に基づく工事の一時中止(又は業務の一時中止)を指示。
 - ⑥ 工事の一時中止(又は業務の一時中止)に伴う工期(又は履行期間)や請負代金額(又は業務委託料)の変更については適切に対応。
- ※ 感染者と濃厚接触した疑いがある者は、自宅待機を行うなど保健所の指導に従うこと。